

特定地域都市浸水被害対策事業実施要綱

平成27年9月17日 制 定

平成28年4月22日 改 定

平成29年6月15日 改 定

平成30年4月6日 最終改定

第1 通則

特定地域都市浸水被害対策事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号)、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 目的

特定地域都市浸水被害対策事業は、以下の区域において、下水道管理者及び民間事業者等が連携して、浸水被害の防止を図ることを目的とする。

(1)下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 25 条の2に規定する「浸水被害対策区域」

(2)都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)第 81 条第2項第3号に規定する「都市機能誘導区域」

第3 定義

この要綱において、「特定地域都市浸水被害対策事業」(以下「本事業」という。)とは、「特定地域都市浸水被害対策計画」(以下「事業計画」という。)に基づき、地方公共団体による下水道施設の整備、民間事業者等による雨水貯留施設等の整備の支援を行う事業である。

第4 事業主体

本事業の事業主体は、地方公共団体又は民間事業者等とする。

第5 事業計画の策定

1. 事業主体は、共同して、又は単独で、事業計画を作成し、国土交通省水管理・国土保全局長に提出し、同意を得るものとする。この場合において、指定都市を除く市町村にあっては、都道府県知事を経由して、民間事業者等にあっては、市町村長と協議した上で都道府県知事(当該市町村が指定都市である場合においては当該指定都市の長)を経由して行うものとする。また、指定都市を除く市町村が同

意を受けたときは、速やかに都道府県知事に、民間事業者等が同意を受けたときは、速やかに市町村長及び都道府県知事(当該市町村が指定都市である場合には当該指定都市の長)に報告しなければならない。

2. 事業計画に定める主な事項は以下のとおりとする。

- (1)事業の目標
- (2)事業の位置
- (3)事業内容及び年度計画
- (4)補助金の算定根拠
- (5)費用対効果分析の結果

第6 国の補助

国は、事業主体に対し以下により経費の一部を補助することができる。ただし、第2(2)の区域においては、市街地の形成に合わせて下水道を新規に整備する区域であって、市町村の総事業費が増大しないものに限る。

(1)補助対象範囲

- ①民間事業者等が事業計画に基づき整備する雨水貯留施設及びこれを補完する施設(以下「雨水貯留施設等」という。)
- ②民間事業者等が事業計画に基づき整備する雨水浸透施設(以下「雨水浸透施設」という。)
- ③地方公共団体が事業計画に基づき整備する公共下水道の主要な管渠及びこれを補完する施設

(2)補助率等

- ① (1)①及び②については、地方公共団体が民間事業者等に対し、経費の一部を助成する場合において、国は民間事業者等に対し、雨水貯留施設等及び雨水浸透施設の整備に要する経費の一部を補助することができる。ただし、以下のいずれかの額のうち最も少ない額を上限とする。
 - i) 雨水貯留施設等及び雨水浸透施設の整備に要する総費用の3分の1の額
 - ii) 民間事業者等に対し地方公共団体が経費の一部を助成する額
 - iii) 雨水貯留施設等及び雨水浸透施設を活用することにより、削減された下水道施設の整備費の金額のうち、国庫補助負担分に相当する額
- ② (2)①ii)については、以下を地方公共団体による負担額として取り扱うことができる。
 - i) 公有地の賃料減免額及び譲渡の際の減免額
 - ii) 固定資産税及び都市計画税の減免額
- ③ (1)②については、国は地方公共団体に対し、施設の設置又は改築に要する費用(国土交通大臣が定める費用を除く。)のうち、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第24条の2に規定する率(ただし、下水道法以外の法令により補助率の特例が規定されている場合は、当該補助率)で補助することができる。

第7 事業計画の公表

事業主体は、事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第8 監督等

1. 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村又は民間事業者等に対し、市町村長は民間事業者等に対し、それぞれその施行する本事業に関し、適正化法、その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告もしくは資料の提出を求め、又はその施行する本事業の促進を図るため、必要な勧告、助言もしくは援助をすることができる。
2. 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村又は民間事業者等に対し、市町村長は民間事業者等に対し、それぞれその施行する本事業につき、本事業の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その本事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第9 指導監督事務費

国は都道府県知事が行う市町村（特別区を含む。）及び民間事業者等に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督事務費を交付することができる。

附則

第1 施行期日

本要綱は、平成27年9月17日から適用する。

第2 施行期日

本要綱は、平成28年4月22日から適用する。

第3 施行期日

本要綱は、平成29年6月15日から適用する。

第4 施行期日

本要綱は、平成30年4月6日から適用する。

また、第5 事業計画の策定 2.(5)の事業計画への記載については、平成30年度以降新規に実施する事業から適用する。